

11. 長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームの火災について

(1) 長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームの火災の発生を受けての対応について

去る2月8日、長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、利用者も含め4名もの高齢者がお亡くなりになり、8名の方が負傷するという痛ましい事故が発生した。

これまでも、大きな火災の発生を踏まえ、認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の取組を進めてきたところであるが、再び大きな火災が発生したため、さらにどのような取組が必要なのか、総務省消防庁や国土交通省としっかり連携し、実態把握しながら検討する必要があると考えている。

今後、このような悲惨な事故が繰り返されないよう、防火安全体制の強化に取り組んでいくことが重要である。

このため、2月9日付けで「認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」（厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室事務連絡）を発出し、

- ・ 消火・避難・通報体制の確保等の点検
- ・ 非常災害対策に関する実施状況等の点検
- ・ 消火設備の点検
- ・ 基金の活用による積極的なスプリンクラーなど消火設備の設置

を促すよう、各自治体等に連絡したところである。

また、総務省消防庁より、2月12日付け消防予第56号「認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について」が発出されたことを受けて、「社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について」（厚生労働省老健局総務課等4部局4課連名事務連絡）を各自治体等に発出し、社会福祉施設等における防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策に万全を期すよう、周知徹底をお願いしたところである。

認知症高齢者グループホームは、小規模で、様々な形態の建物を活用して運営されていることがあることから、事務連絡でもお願いをしているが、今一度、防火安

全体制の徹底を図っていただきたい。

また、スプリンクラーを設置していないグループホームに対しては、介護基盤緊急整備等特例基金の活用を図り、積極的な整備をお願いしたい。

(2) 小規模社会福祉施設等に係る実態調査等の実施について

小規模な社会福祉施設の防火安全体制の状況については、総務省消防庁と協議の上その調査等を行うために、「認知症高齢者グループホームにおけるスプリンクラー設置等実態調査について」（平成25年2月22日 老推発0222第1号 厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長通知）及び「スプリンクラー設備が未設置の認知症高齢者グループホームへの訪問調査の実施について」（平成25年3月1日 老推発0301第1号 厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長通知）を発出したところである。

両通知の内容に基づき、各消防本部と市町村等の民生主管部局とが連携して、認知症高齢者グループホーム等のスプリンクラーの設置状況を把握するとともに、スプリンクラー設備が未設置の認知症高齢者グループホームに対しては、各消防本部（消防署）職員と市町村の介護保険主管部局職員とが同行して、未設置理由の確認や夜間体制等の確認、また、これらに対する専門的な見地からの助言を実施するとともに、併せて当該事業所のスプリンクラー設置に関する今後の対処方針を確認していただくこととしているので、管内市町村への周知及び協力要請をお願いしたい。